



令和7年6月20日
九州地方整備局
川内川河川事務所

**鹿児島県内の一級河川”初”の特定都市河川に指定した
隈之城川流域の流域水害対策計画の検討を開始
～隈之城川流域水害対策協議会（第1回）を開催します～**

国土交通省では、流域治水の本格的な実践に向けて、川内川水系隈之城川等の計6河川を特定都市河川浸水被害対策法第3条第1項等（以下「法」という）に基づき令和6年11月に特定都市河川に指定しました。

この度、法第6条の規定に基づく「隈之城川流域水害対策協議会」を設立し、あらゆる関係者が一体となり「流域水害対策計画」の策定に向けた、検討を開始します。

※特定都市河川指定につきましては、以下のアドレスをご覧ください。

- ・ https://www.qsr.mlit.go.jp/sendai/bousai_info/ryuukitisui/ （川内川河川事務所 HP）
- ・ <https://www.pref.kagoshima.jp/ah07/kasen/tokuteitosikasen.html> （鹿児島県 HP）

1. 日 時：令和7年6月25日（水） 15時30分～16時30分
※協議会終了後に現地視察を予定しています。
2. 場 所：薩摩川内市 セントピア （鹿児島県薩摩川内市勝目町3944番地3）
3. 内 容：・隈之城川流域水害対策協議会の設立及び規約について
・特定都市河川指定の経緯・概要について
・流域水害対策計画策定までの流れについて
4. 参加機関：学識経験者、鹿児島県、薩摩川内市、いちき串木野市、鹿児島地方气象台、北薩森林管理署、国立研究開発法人森林研究・整備機構鹿児島水源林整備事務所、九州地方整備局、川内川河川事務所
5. 取 材：協議会は公開致します。
会場での撮影は、会議の妨げにならないようにご配慮をお願いします。
別紙の取材事前登録をお送りください。

※当日、大雨に関する警報などの気象情報が発令された場合、延期の可能性があります。

【添付資料】**参考** 隈之城川流域水害対策協議会の設立について

<問合せ先>

川内川河川事務所 TEL 0996-22-3271（代表）

副所長（技術） 吉田 美幸 （内線 204）

流域治水課長 永谷 恵一 （内線 351）

○会場位置図



※国土地理院地図を加工して作成

隈之城川流域水害対策協議会(第1回)の開催について

取材事前登録

「隈之城川流域水害対策協議会(第1回)」の取材を希望される報道機関におかれましては、以下「事前登録書」を提出頂くようお願いいたします。

事前登録受付：令和7年6月24日(火)17:00まで

【取材に関する留意事項】

- ① 会場での撮影は、会議の妨げにならないようご配慮願います。
- ② インフルエンザ等の感染症予防のため、咳などの風邪症状、発熱等、体調不良のある方は参加をご遠慮ください。

.....
.....

事前登録書

「隈之城川流域水害対策協議会(第1回)」の取材を希望しますので、以下のとおり登録します。

1. 報道機関名 _____

2. 登録者情報

氏名(代表者) _____

連絡先(TEL) _____

人数(代表者含む) _____

メールアドレス _____

【連絡・送付先】

川内川河川事務所 流域治水課 宮崎

TEL 0996-22-3359

FAX 0996-25-0862

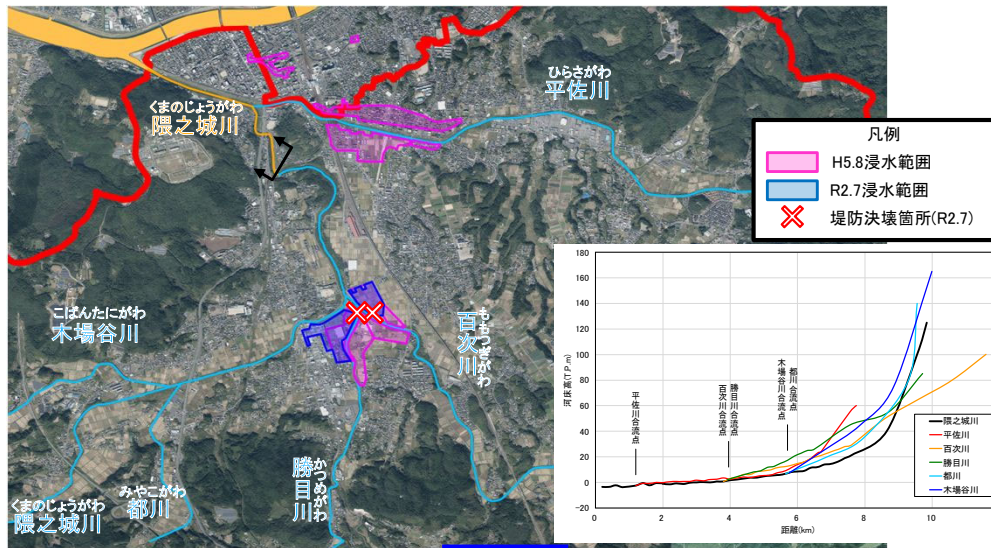
提出先 : miyazaki-m8911@mlit.go.jp

隈之城川流域水害対策協会の設立について

参考

隈之城川の特徴

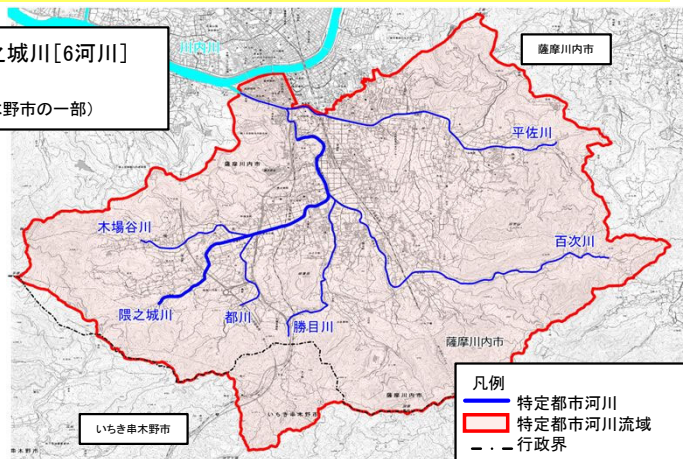
- ・隈之城川流域は、周囲を山地に囲まれ、百次川・勝目川合流点を境に勾配が約1/2,000から、約1/100～1/400程度と急激に変化する。また、流路延長が短く、山地部から急激に流下するため、到達時間も短い。
- ・隈之城川の下流部は、低平地であるため内水被害の常襲地帯となっている。



河道等の整備のみでは早期の浸水被害解消が困難であり、
特定都市河川の指定により、「流域治水」を本格的に実践

- 河川区間: 川内川水系隈之城川[6河川]
- 流域面積: 65.4km²
(薩摩川内市の一部、いちき串木野市の一部)

位置図



近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の取組強化

- H5.8 平成5年8月洪水により、百次川、勝目川において内水・溢水による浸水被害が発生し、約28haが浸水、平佐川においても内水による浸水被害が発生し、約30haが浸水
- R2.7 令和2年7月洪水により、百次川、勝目川の2箇所において堤防が決壊し約18haが浸水し、大型店舗以外にも31戸の床上浸水を確認
- R4.8 「流域治水推進に関する意見交換会」を開催し、隈之城川における「特定都市河川浸水被害対策法」の活用について検討を開始
- R6.3 第7回川内川流域治水協議会において、隈之城川の特定都市河川指定について合意



令和2年7月出水による浸水状況



第7回川内川流域治水協議会 (R6.3.11)

R6.11に隈之城川流域を特定都市河川に指定

法的枠組み(特定都市河川制度)を活用した「流域治水」の本格的実践
(具体的な対策は、隈之城川流域水害対策協議会を設置し、流域水害対策計画にて定める。以下は想定される対策を記載)

特定都市河川法の制度・施策等

<制度・施策等の活用主体>

- 河川管理者等 都道府県 市町村
- 民間事業者・住民等

雨水浸透阻害行為の許可

- 宅地等以外の土地で行う流出雨水量を増加させるおそれのある行為を許可制とする。
- 対象: 公共・民間、一定規模(1,000m²※)以上 ※条例で基準強化が可能。
- 雨水貯留浸透施設の整備を義務付け。

遊水地・輪中堤・排水機場等のハード整備

- 流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて整備の加速化

水害リスクを踏まえた土地利用規制・住まい方の工夫等

①貯留機能保全区域

(洪水等を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定)

- 指定権者: 都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告が可能

②浸水被害防止区域

(浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定)

- 指定権者: 都道府県知事
- 都市計画法上の原則開発禁止
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

雨水貯留浸透施設の整備

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定

- 対象: 民間事業者等が整備する施設
- 規模要件: ≥30m³(条例で0.1-30m³の間で基準緩和が可能)
- 支援策: 税制優遇、国庫補助(補助率1/2)、地方公共団体の管理協定制度
- 固定資産税の減税: 課税標準を1/6-1/2の間で市町村の条例で定める割合に軽減(参酌標準1/3)

②国有地の無償貸付又は譲与

- 流域水害対策計画に基づく施設を設置する地方公共団体に対し、普通財産である国有地の無償貸付又は譲与が可能

※具体的な対策内容については、今後の調査、検討等により変更となる場合がある。

隈之城川流域水害対策協会の設立について

参考

川内川流域治水協議会（令和2年7月設立）

目的（抜粋）：川内川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行う

構成：川内川沿川自治体、関係都道府県、国各関係機関等19機関

※協議会の下に幹事会を設立し運営

<川内川流域治水プロジェクト2.0 主な取り組み項目>

■氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策	■被害対象を減少させるための対策	■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
○洪水氾濫対策等 ○土砂災害対策 ○森林の整備・保全、治山施設の整備 ○流域の雨水貯留機能の向上 ○流水の貯留機能の拡大 ○持続可能な河川整備の検討	○リスクの低いエリアへ誘導 ○住まい方の工夫 ○氾濫域での対策	○防災学習の推進 ○土地のリスク情報の充実・提供 ○防災情報、避難体制の検討・連携強化 ○水防体制の強化 ○早期復旧のための体制強化

■特定都市河川の指定による「流域治水」の加速化

第8回 川内川流域治水協議会
（R7年2月17日）



【隈之城川を特定都市河川に指定（令和6年11月）】

「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、流域水害対策計画の策定（法第4条）及び流域水害対策協議会（法第6条）の設立が必要

検討の状況等を「川内川流域治水協議会」に随時報告

隈之城川流域水害対策協議会 ← 今回設立

目的（抜粋）：隈之城川流域において、雨水貯留浸透施設等の積極的な推進及び流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持、水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫等を図るための流域水害対策計画の作成、変更、実施に係る連絡調整を図る。

構成：学識経験者、薩摩川内市、いちき串木野市、鹿児島県、気象庁、林野庁、森林研究・整備機構、国土交通省

※協議会の下に検討部会を設立し検討を予定

特定都市河川の指定

全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置

計画策定・対策等の検討

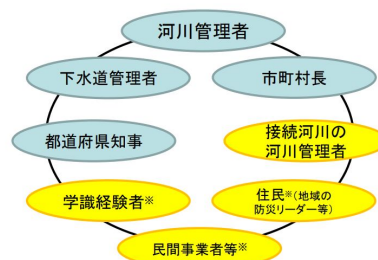
流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践

【特定都市河川指定からの流れ】

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



●：流域水害対策計画策定主体 ※計画策定主体が必要と認める場合（任意）

（協議会設置）

国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意

（構成員）

流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

（協議事項の例）

流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

⇒ 構成員は協議結果を尊重

（流域水害対策計画の策定）※特定都市河川浸水被害対策法

第四条 前条の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、当該特定都市河川の河川管理者、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長並びに当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者（以下「河川管理者等」という。）は、共同して、**特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るための対策に関する計画（以下「流域水害対策計画」という。）を定めなければならない。**

（流域水害対策協議会）

第六条 第三条第一項及び第三項の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、河川管理者等は、共同して、**流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うため、流域水害対策協議会を組織するものとする。**